

相続登記の申請が義務化されました

4月1日から、不動産の相続登記をすることが義務となりました。詳細は宇都宮地方方法務局ホームページをご覧ください。なお、栃木県司法書士会が運営する「相続登記センター（☎0120-13-7832）」をご利用いただきますと大変便利です。

■所管法務局 宇都宮地方方法務局・大田原法務局



ホームページ

令和6年度 那須町 クビアカツヤカミキリ 被害木伐採推進事業費 補助金のお知らせ

クビアカツヤカミキリによる被害の拡大防止を図ることを目的に、被害を受けた木の伐採等に必要となる費用の一部を補助します。

▼補助対象の被害木（次の要件をすべて満たすもの）

・フラス（クビアカツヤカミキリの幼虫が木の中に存在している場合に確認される幼虫のフンと木くず）が発生している木で、町長が被害木であると判定したもの。

・被害木の伐採後の処置、運搬等について適切に防除および拡散防止対策を行ったもの。

※果樹園におけるものおよび交付決定前に伐採したものは対象外となります。

▼対象者 次の要件をすべて満たす方

・那須町内に住所または固定資産を有する個人である方
・同一世帯において町税等の滞納がない方
・町内に存する自己所有の被害木を伐採し、費用が発生する方
・令和6年度中に同一世帯において、本補助金を受けていない方

▼補助額

被害木の伐採に要する費用、伐採後の被害木を処分するための切断に要する費用および伐採後の被害木の運搬、処分に要する費用（消費税、地方消費税、所有者自らが行う伐採、切断及び運搬に要する費用を除く）の合計額に6分の5を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て 限度額25万円）

▼申込方法

交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出ください。

▼受付

役場開庁日の午前8時30分～午後5時15分

※予算がなくなり次第終了となり、電話での受付はできません。

▼発見した場合の対応等

クビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメなどバラ科を中心とした多種の樹木を加害することと知られる外来種です。県内でも県南部で被害が確認されており、今後被害が拡大することが予想されます。

幼虫が生木に加害することで樹木を衰弱させて、落枝や倒木等の被害が発生する恐れがあるとともに、農作物や生態系に被害が拡大する恐れがあります。

町内では確認されていませんが、成虫やフラスを見つけた場合は逃がさず捕殺するとともに、町環境課へご連絡ください。

①成虫は全体的に光沢のある黒色で、胸部（首部）が赤い。6～8月上旬に成虫となって樹木の外に現れる。体長は約2.5～4cm。



②排出されたフラスは褐色でカリントウ状のことが多い。



③食害と脱出孔。成虫は楕円形の2～4cm程度の穴をあけ出てくる。※写真は全て栃木県提供



▼問合せ 環境課環境保全係
☎ 72・6940

インターネット公売のお知らせ

▼公売方法

KSI官公庁オークションが提供するインターネットを利用して行うせり売り

▼公売物品の内容

①任天堂Switch本体および周辺機器 一式
②任天堂Switchコントローラー 1個
③任天堂Switchゲームソフト（LITTLE NIGHTMARES）1本
④SEGAアストロシティ（アーケードゲーム機本体）1台

▼公売参加申込期間

7月11日（木）午後1時～24日（水）午後11時まで

▼入札期間

7月30日（火）午後1時～8月1日（木）午後11時まで

▼参加条件および注意事項

ホームページをご覧ください。

▼問合せ 税務課収税係

☎ 72・6904



ホームページ

※7月11日からご覧いただけます。